

10代の母親理解と支援のあり方 ～しんどい家庭で育った若年妊婦を例に～

弁護士森本志磨子
(NPO法人子どもセンターぬっく理事長)

本日の講義のポイント

1 一番しんどいケースから、考える

困難を抱える家庭=貧困・家庭崩壊(虐待、DVなど)=居場所がない家庭で育つとは、どういうことなのか? について、考える。

- (1) 具体的なケースとデータから、貧困・家庭崩壊の実情を知る。
- (2) 貧困・家庭崩壊の中で育った妊婦・出産後の母子の特徴を知り、具体的なイメージを持つ。

- (3) 貧困・家庭崩壊を背景にもつ家庭の母子にどう接するべきか。

SOSを発信してもらえる「信頼関係を築く」

SOSの発信に「気づけるアンテナ」を持つ

知識+想像力(“理解したい”) + 暖かいまなざし

自己紹介

- 2000.10 弁護士となる。大阪府児童虐待等危機介入援助チーム委員(非常勤)。
- 2002.10 CVVと出会い、スタッフ・事務局となる。
近畿弁護士連合会の人権大会「施設で暮らす子どもたちの人権」でCVVの講演を聞き、CVVに関わることに。

★CVV (Children's Views & Voices) とは、カナダ青少年資源センター (PARC/Pape Adolescent Resource Centre) の活動に刺激を受けた社会的養護で育った(育つ)高校生・大学生らが、2001年に設立した任意団体。当事者の居場所活動等をしている。「CVV」+「ブログ」で検索

- 2010.4 性暴力救援センター・大阪 (SACHICO) の協力弁護士となる。
- 2012.4 大阪府社協の第三者評価決定委員会(社会的養護分野)委員となる。
- 2012.8 週末里親(姉妹)を始める。
- 2016.4 NPO法人子どもセンターぬっくにおいて「子どもシェルター」を開所(主に10代後半女子) 子には居場所
- 2017.5 居場所のない子どもの電話相談を開始 月/木0120-528-184

居場所がない(実家がない+a)とは?

- 家庭や施設(社会的養護)が、安心安全な場でないこと
「虐待・ネグレクト」の家庭
「貧困」家庭

経済的貧困・・・例) 母子家庭の約半数が相対的貧困
(年収122万円以下)

関係性の貧困・・・社会的排除・孤立

←親も傷つき、孤立・希薄な人間関係しかない場合も少なくない。

- 頼れる信頼できる大人(親や親戚に限らない) がないこと
親も親戚も、学校の先生も、職場の先輩・同僚も、近所の人も、誰も信頼できない・・・

「いつ死んでもいい。生きている意味がわからない。」

連鎖??

若年親とスマホ コミュニケーション、人間関係の形成

2 若年親は、生まれたときから、スマホ・LINE・Twitter世代

①人とのつながり方が、希薄・一時的・一方的・単一的。

生身の人間同士の「直接的な関わり」の経験が、乏しい。

他人への興味・想像力が育ちにくい。

②孤立しやすい。コンビニ、ネット注文等。

⇨寂しさをスマホで埋める **危機感↓ 被害のおそれ↑**

LINE・Twitter等で、顔も知らない人に“公然と”つぶやく。

③「断る」・「謝る」が、苦手・雑。

「直接会う・電話で話す」という選択肢が無い、選択しない。

事例1 (あゆみ)

出会い系サイト利用で、妊娠した19歳。

お腹が大きいことを援助交際の相手に指摘され、妊娠しているかもしれないと思いつつ、受診せず。無保険。

4歳のときに両親が離婚、親権者の母は知的障害・うつで、言葉の暴力やネグレクトあり。母との面会無し。

小学校低学年のときに児童養護施設へ入所。暴力・暴言などで施設内不応となる。中1夏から児童自立支援施設へ措置変更。

中学卒業した春休みに別の児童養護施設へ入所。商業高校を卒業し、18歳で退所。

出会い系アプリで知り合った男性宅やネットカフェで過ごす。子どもの父親はLINEのIDだけわかる。

所持金数千円。「子どもは育てたい。でもどうしていいかわからない。不安。生きているのがつらい。」

若年親とスマホ コミュニケーション、人間関係の形成

2 若年親は、生まれたときから、スマホ・LINE・Twitter世代

④「約束」が軽い。守る意識が低い。

∴育ちにくい環境

⑤ 一方的な「要求のみ」「説明無し」「スルー（無視）」

「フェードアウト（無かったことにする、関係を絶つ）」

のコミュニケーション

例) 遅刻・ドタキャン、待合せに来ない+連絡なし

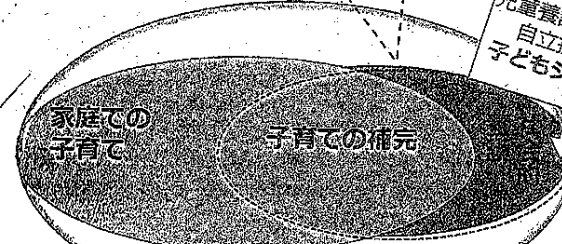
(仕事を) 辞めるときに、LINE・メールだけで済ます。

「●●を送ってください。」のみ。

社会的養護の構造

国・地方自治体の責務
施設・設備等の推進責任
代替的養護の確保責任

児童養護施設、里親、
自立援助ホーム、
子どもシェルター等



子どもの健全育成

星月彰編を参照 (2006: 15)

1. 社会的養護の現状 (1)施設数、里親数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万6千人。

施設	対応に資する養育可能な施設	児童里親数			養育施設		ファミリーホーム		養育者の活用において家庭養護を行う(児童5~6名)	
		定員	実数	実数	定員	実数	定員	実数	定員	実数
区分	総合型	7,893	7,893	2,805	4,731	3,593				
	専門型	676	676	174	266					
	複合型	3,072	3,072	222	224					
施設	児童養護施設	466	466	471	702					
ファミリーホーム									297	297
養育者										1,178

施設	児童養護施設	児童養護施設(特別養護)	児童養護施設(特別養護)	児童養護施設(特別養護)	児童養護施設(特別養護)	児童養護施設(特別養護)
施設数	134	602	43	58	243	123
定員	3,865	33,017	1,962	3,753	4,850	826
実数	2,820	27,828	1,350	1,387	3,465	406
児童数	4,639	16,672	985	1,788	2,007	519

※児童数、ファミリーホーム数、児童里親数は福祉行政報告書(平成27年3月末現在)
 ※児童数、ファミリーホーム数(児童)は、児童、児童、小児科グループケア、地域小児科児童養護施設
 の合計(児童養護施設)を(平成27年10月1日現在)
 ※児童数(児童養護施設)を除く(平成27年10月1日現在)
 ※児童数(児童養護施設)を除く(平成27年10月1日現在)
 ※児童数(児童養護施設)を除く(平成27年10月1日現在)

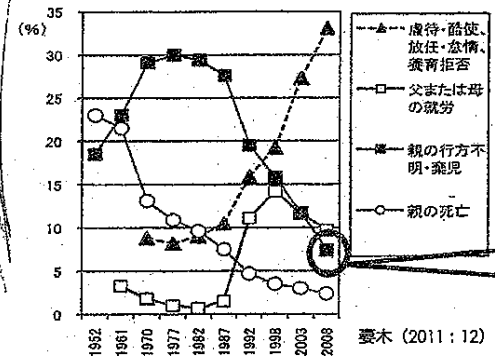
児童養護施設経験者でもある 市川太郎の四つの苦痛

- ① 施設入所前の苦痛
- ② 施設入所時の家族分離不安による苦痛
- ③ 施設生活上の苦痛
- ④ 施設退所後の社会適応過程での苦痛

生活の場と社会の関わりについて考える。

年齢	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
生活の場	自宅A(実父・実母)		児童養護施設A			自宅B(実父・義母・義姉・義兄)			児童養護施設B		児童養護施設C		自宅C		児童養護施設C		児童養護施設C		一人暮らしA		一人暮らしB		一人暮らしC	
社会との関わり						幼稚園	小学校A	小学校B	小学校C	小学校D		中学校A	中学校B	中学校A	中学校A		中学校A		中学校A		中学校A		職場A	

①施設入所前の苦痛 ②施設入所時の家族分離不安による苦痛



虐待は、個人的・社会的・経済的課題が積み重なり、複合的、連鎖的になって初めて起こる。自己責任??
 母親の過重な育児負担。

社会的養護の9割以上の子には、複雑で難しい課題をもった親がいる。

③施設生活上の苦痛

- 1 集団生活
さまざまな課題を抱えさせられた子どもたちに、集団生活を強いる
→暴言や他者加害、原初的怒り ⇒施設にも、居場所がなくなる
- 2 職員配置の貧困 ...児童福祉施設最低基準
3歳未満 2:1 3歳以上6歳未満 4:1
6歳以上 5.5:1 (5:1)
⇨夫婦2人なら11人の子どもがいるのと同じ
信頼できる大人との愛着形成の不十分さ
- 3 施設内暴力・いじめ...施設内で、さらに傷つき体験
- 4 措置変更 ...人生丸ごとお引越し 見捨てられたと感じることも。
人間関係も経験も場所も変更・分断

④施設退所後の社会適応過程での苦痛

十分な準備がないまま退所

- 1 多くは18歳、時には15歳にて退所
⇨家庭は居場所でない
親との関係は退所後も続く(法律上親子関係は、切断不可)。
親が足かせとなることも。
- 2 退所後、集団での共同生活から、一転して完全な自立生活
- 3 措置解除後も、(一人で) ルーツ探しは続く
私は誰なのか? 根なし草⇨帰属
入所理由・経緯の説明時期
★ 施設と社会をつなげてくれる存在の重要さ

③施設生活上の苦痛

- 5 高校進学 = 「18歳まで施設で生活できる」こと
中3途中での入所、ランクを下げる
 - 6 高校卒業後の進路
「大学・専修学校等」への進学率 全国平均の3分の1弱
全国平均 77% (2015年度)
児童養護施設入所者 23.3%
- ★高等教育(進学)..偶然得られた社会資源(奨学金・人)
を駆使する。 自己責任??
運や偶然の人とのつながりによって人生が変わっていく。

施設(社会的養護)で生活する子ども

- 【共通しているのは...】
- 自己肯定感↓・自信のなさ・
あきらめ・不全感
- 不安定な子ども時代(人間関係、環境)
を過ごしていることが多い
 - 日本の「家族」観においてマイノリティ
 - 厳しい環境を生き抜いてきたサバイバー
 - 家族資源・社会資源が豊かでない
 - アイデンティティーが分断されている

- ホームレスに近いところへ
- ◇孤立感の深さ、対人関係の難しさ
 - ◇経済・学歴・住居の制約により、職業選択の幅も狭い。転職率の高さ
 - ◇人的・物的な“ため”がなく一気に転落。
 - ・2007年大阪府内のネットカフェ難民は100人中7人。
 - ・2009年ワーキングプア調査において、住居喪失経験者は68人中2人が施設経験者(施設の子どもは全子どもの700人に1人)

あゆみに必要な支援は？

- 1 受診、出産等の病院探し、母子手帳取得等
⇒保健センター(保健師)
- 2 生活の場・生活費の確保(+施設・生保への抵抗感払拭)
⇒本人の意思+一人で生活できるか?母子分離は?
 - ① 生活保護+育児支援サービス
(区役所・福祉事務所、生活困窮者窓口)
★**弁護士 生活保護申請同行支援**
(日弁連自主事業、無償)
近畿生活保護支援法律家ネットなど
 - ② 婦人保護所(+児童相談所)への相談
緊急一時保護(一時保護所等) or 子どもシェルター
婦人保護施設/母子生活支援施設
★**弁護士 子どもの代理人制度**
(日弁連の自主事業、未成年者、無償)

性被害を受けた若年女子・女性

- 繰り返し性被害を受ける子ども時代(人間関係、環境)を過ごしていることが多い
- 「強姦神話」が根強い日本で、マイノリティ
- 厳しい環境を生き抜いてきたサバイバー
- 家族資源・社会資源が豊かでない
 - 家族に心配かけたくないとの心理
 - 家族や社会からの無理解「犬にかまれたと思え」「黙っておきなさい」
 - cf.地震・自然災害・・・社会の共感、周知度の違い
- アイデンティティーが破壊される
 - 魂の殺人 自責の念、汚辱感(自分や将来への絶望)、解離性障害
 - PTSDの発症(レイプ約60%, 戦闘5割弱, 自然災害3%・阪神大震災約15%)

あゆみに必要な支援は？

- 3 親権者との対応
保険、荷物その他協力の有無。いざなると口を出す親も。
★**弁護士 子どもの代理人制度**(親子の関係調整、親権停止・喪失、未成年後見人選任申立等)
- 4 彼氏や子の父親への対応
・連絡をとるべきか、連絡先は把握可能かどうかの検討
・堕胎の同意書、認知・養育費・慰謝料の請求など
★**弁護士 家事・民事事件の代理人**
 - ・法テラス(弁護士費用立替制度、償還猶予・免除)
未成年者の利用には親権者の同意が必要。
 - ・認知・養育費請求
家裁へ調停申立→(不成立)養育費は審判移行
認知請求訴訟の提起
 - ・慰謝料(家裁へ調停)→民事訴訟

事例2 (りさ)

風俗業(デリバリー)で働く20代女子。
高校中退後10代で家出し、友人宅、風俗寮を転々とする生活。
お腹がよく張るので妊娠後期だろうと思うが、未受診。無保険。(親が扶養を外したため)。
住民票は実家に置いたまま。
子どもの父は、客の一人と思われるが、誰か、連絡先も不明。
風俗収入あるが、ホスト遊びで借金あり。手持ち僅か。
「出産となると働けないので不安。」
「子どもを育てる意思是、まったくない。」

りさに必要な支援は？

- 4 ホスト通い、薬物などの依存
カウンセリング・投薬等専門的な治療が必要な場合もある。
借金返済だけでは解決しない“心のすきま”をどうするか。
生活保護の医療扶助の利用を相談し、検討する。
支援者は、いざというときにSOSを発してもらえる関係性を築く(底打ち感が出るまで付き合い待つしかない面も)。
- 5 住民票
DVのケースなどでは、大阪城に住所を置いている。
施設入所すれば施設所在地を住所地とする住民票の作成可(施設入所の一つの動機づけ)。

りさに必要な支援は？

- 1 受診、出産等の病院探し、母子手帳取得等
⇒ 事例1と同じ
- 2 生活の場・生活費の確保(+施設・生保への抵抗感払拭)
⇒ 事例1と同じ(子どもの代理人制度を除く)
風俗歴が長かったり、施設での嫌な経験があったりすると、ルールある施設への入所は、本人の抵抗感が大きく、現実的でないことも。
- 3 借金
⇒ 債務整理(自己破産、任意整理、個人再生手続等)
★弁護士 債務整理の代理人
デラス(弁護士費用立替制度、事件終了時の生活保護受給者は免除)
生活保護受給者でも、債務整理可。
生活保護費からやりくりしての債務返済もOK。
浪費でも、破産は可能(免責許可事由に、虐待・家庭崩壊等による傷つき・刹那的な生活等、背景事情を記載)。

りさに必要な支援は？

- 6 国民健康保険証の取得等
住所地で支払義務あり。
住民票を別の市町村(現在の市町村)へ移した上で、保険料の支払い(減免申請)を開始。
相談+同行支援が大切。
- 7 乳児院・児童養護施設入所、特別養子縁組
・児童相談所(児相)は、「要保護児童」については、職権で、一時保護+児童福祉法28条申立(親の同意に代わる家庭裁判所の承認)により、乳児院・児童養護施設等への入所措置は可能。
・養育環境を整え、あるいは、特別養子縁組の段取りを具体的につけたうえで、(弁護士をつけて)交渉すれば、子を返してもらえることも(★児相交渉に弁護士選任可)。

支援のあり方(一考察)

- ① J Kビジネス・風俗の構造から学ぶ (仁藤夢乃さん)
「寝る場所がある。生活費が得られる。」「優しく声をかけ、気遣ってくれるおじさんがいる。」
住居 + 生活費 (食・衣) + 人間の優しさ・ぬくもり (関係性)
- ② 本人の不安・困ったに付き合う。
困ったときに介入、少しずつ関係を築く。
 - (1) 不安 「いつまでも続けられる仕事ではない。」 恥をかかせない!
 - (2) 自己肯定感の低さ「他にできることはない。やったことがない。」 待つ
 - (3) 人との希薄なつながりしか知らない。困った時に頼れる人がいない。対処を知らない。 バックしつづける
- ③ 本人のSOSを拾いやすい環境を作る 縮にやる→自信
LINE・メールなど本人がアクセスしやすい方法に支援者が合わせる。
- ④ リアルな経験の積み重ね
会う・食事する・家事・育児を手伝うなど、性産業とは異なる人との関わりを増やす。
人の優しさ・ぬくもりのリアル感ある経験 (訪問・会話・ハグ・共同作業) を積み重ねる。

【支援を通じての最終的な獲得目標】

- (1) 基本的な人への信頼感を、少しでも回復させる。 守秘義務
(信頼感の無いもとの指導やアドバイスは、無意味。有害なことも。)
- (2) 相談者の持てる力を信頼する。自己肯定感を少しでも回復させる。
できることを見つける、小さなことでも褒める
過酷な人生を生きてきたことへのねぎらい・尊敬、学ぶ気持ち (相互作用)
 - ×やってあげている
 - ×こんなことも知らないのか！こんなこともできないのか！
 - ×上 (持てる者) から下 (そうでない者) へ支援する
- (3) 他人を頼ってよい、甘えてよい、頼ることは迷惑をかけることではない、と伝える。
「自立とは、頼るべきところは頼りながら、自分らしく生きること」
孤立・孤独の防止 (→安心・安全な町づくり)

支援のあり方(一考察)

- ⑤ 裏切りたくない、守りたいと思える人 (彼氏、妊娠・出産 = 子、支援者) との出会い
- ⑥ 一人で抱え込まない
 - ×私だけが彼女を理解できる。私にだけ話してくれたとの思い。
→よくない関係、操作されるおそれ (小間使い、支配 - 被支配)
 - ×根深い・複合的な課題を知り、無力感
→ パーンアウト (燃え尽き症候群) のおそれ

【参考】子ども (20歳未満) の代理人制度 (日弁連)

- 児童相談所や児童養護施設等との交渉の代理
 - シェルターその他の施設入所、入所中、自立的生活移行への支援
 - 虐待等をおこなう親との交渉に関する代理、親との関係調整活動
 - 児童虐待等事件の刑事告訴手続きの代理、刑事事件の証人出廷する子どもの法律援助
 - 学校等の体罰、いじめ等の人権侵害を受けているが、保護者が解決しようしない事件の交渉、法的手続きの代理
 - 少年事件の付添人
 - 離縁訴訟、扶養を求める調停・審判等法的手続きの代理
- ★子どもは、無償で依頼できる。